

申請者:ごみステーションを管理する自治会(自治会長)

対象	補助率	限度額	申請条件
ごみステーションの設置	2/3 (注)	120,000円	年間の申請件数は、設置と改修などを合わせて、自治会が管理するごみステーション総数の1/2以内 ※設置の場合は10年、改修は5年経過しないと再度の補助は受けられません。 (注)市域内過疎対策事業における対象地域については、補助率4/5を適用します。
ごみステーションの改修等	2/3 (注)	50,000円	
かぶ被せネット またはシートの購入 被せネットの支給	—	3,500円 または現物支給 (サイズ3m×4m)	年間の申請件数は、自治会の管理するごみステーション総数の1/3以内

自治会が管理するごみステーションの設置等に補助します

ごみステーションの環境向上にお役立てください



注意 申請の前に、まずご相談ください。

- 清掃業務課 ☎568-5763
- 東部清掃事業所 ☎523-0322
- 西部清掃事業所 ☎541-5473
- 佐賀関支所 ☎575-1122
- 大南支所 ☎574-7868



スプレー缶・ライター類



スプレー缶・蛍光管等の日にごみステーションへ

※別々の透明・半透明の袋に入れて出してください。

小型充電式電池類



Pb 小型シール鉛蓄電池	Ni-Cd ニカド電池
Ni-MH ニッケル水素電池	Li-ion リチウムイオン電池

回収協力店(家電量販店など)の回収ボックスへ

※ごみステーションへの排出や市の清掃工場への持ち込みはできません。
※回収協力店で回収できないリチウムイオン電池搭載機器本体の処分については、各製造メーカー、販売店へお問い合わせください。

市では、燃やせるごみ・燃やせないごみの他、資源物としてペットボトル、資源プラ、缶・ビン、古紙・布類などの収集を行っています。資源物については、ごみステーションから回収後にリサイクルプラザや民間の資源化処理業者などの施設でリサイクルのための処理を行っています。
家庭ごみを排出する際には、「ごみ収集カレンダー」や「家庭ごみ分別事典」を確認し、適正分別の推進にご協力をお願いします。

家庭ごみ分別ルールのご確認をお願いします

家電リサイクル対象品の処分方法について

ご家庭で使用されたエアコン、テレビ(ブラウン管および液晶)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は市で収集・処理ができません。販売店に引き取ってもらうか、お近くの郵便局でリサイクル券を発行してもらい、指定引取場所へ持ち込んでください(リサイクル料金等が必要)。
なお、手続きの際に「メーカー名」、「型番号」(冷蔵庫・冷凍庫は「内容積(全定格内容積)」も)が必要です。
詳しくは、市ホームページをご覧ください。
ごみ減量推進課までお問い合わせください。

野外焼却は控えましょう

野外焼却による煙や悪臭の苦情が多くなっています。近隣の迷惑になるような家庭での野外焼却は控えましょう。草や剪定した枝も、ごみ袋(45リットル以内)2袋以内であれば、週後半の燃やせるごみの日にごみステーションに出すことができます。
※草や剪定枝は透明・半透明の袋で出すことができます。

ごみ減量推進課 ☎537-5687



ごみは家庭で燃やさずごみステーションへ



正しい処分をお願いします!



	対象	枚数	配布方法
申請が必要	■ 3歳未満の乳幼児を養育しており、里帰り出産等で本市に住民登録がない人や配偶者の暴力を理由に避難をしている人	申請月～滞り月数分	窓口交付
	■ 常時紙おむつを使用している3歳未満の身体障がい児(身体障害者手帳1級または2級)を養育する人・知的障がい児(療育手帳A1またはA2)を養育する人 ■ 医師から常時紙おむつを使用する必要があると診断された人 ■ 常時ストーマ用装具を使用している人 ■ 常時腹膜透析を実施する人	最大100枚(年1回)	申請月～令和2年10月までの分を配達
申請が不要	■ 3歳未満の乳幼児を養育する人	最大250枚 乳幼児1人につき1回限り	出生届・転入届を提出した翌月末頃に、3歳誕生日までの枚数(出生届:250枚(うち10枚を出生届提出時に窓口交付)、転入届:最大250枚)を配達
	■ 長寿福祉課の市おむつ等介護用品補助助成事業を受けている人、市家族介護用品支給事業を受けている人 ■ 障害福祉課の市日常生活用具給付事業のうち排泄管理支援用具(ストーマ用装具・紙おむつ)の給付を受けている人	年に1回 1人当たり 最大100枚	11月1日を基準日として、翌10月までの1年分を11月頃に配達 基準日以降新たに対象となった人には、対象となった月から10月までの分を対象となった月の翌月末までに配達
	■ 生活保護を受給されている人	年に1回 1世帯当たり 最大60枚	

※申請が必要な人は、ごみ減量推進課(本庁舎4階)で手続きをしてください。
※交付するごみ袋を小さなサイズに限り変更することが可能です。詳しくは、お問い合わせください。

ごみ減量推進課 ☎537-5703

市指定ごみ袋減免制度についてのお知らせ

市では、常時紙おむつやストーマ用装具を使用している人、腹膜透析を実施している人など、ごみの減量が困難な人や生活保護世帯の人の負担軽減を目的とした、指定ごみ袋の減免制度を設けています。
※負担軽減措置の対象は、市内に居住している、在宅の人に限りです。

指定ごみ袋を配布します

